

# JIS

## 高齢者配慮設計指針－衣料品－ ボタンの形状及び使用法

JIS S 0023-2 : 2007

平成 19 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 万里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	蔵本 一也	社団法人消費者関連専門家会議
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政章	株式会社西友
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.3.20

官 報 公 示：平成 19.3.20

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会

(〒141-0021 東京都品川区上大崎 4-5-8 TEL 03-5436-7274)

社団法人日本アパレル産業協会

(〒135-8071 東京都江東区有明 3-1 TFT ビル東館 TEL 03-5530-5481)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

**JIS S 0023-2** には、次に示す附属書がある。

**附属書 1 (参考)** 男子高齢者の実験方法とその結果

**附属書 2 (参考)** 女子高齢者の実験方法とその結果

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	1
4. ボタンの設計, 選択及び取り付けるときの配慮事項.....	2
附属書 1 (参考) 男子高齢者の実験方法とその結果.....	4
附属書 2 (参考) 女子高齢者の実験方法とその結果.....	22
解 説.....	41

# 高齢者配慮設計指針—衣料品— ボタンの形状及び使用法

## Guidelines for older persons—Designing of clothes— Shape and use of buttons

**序文** この規格は、高齢化に伴う手指の運動機能、指先の保湿性、感覚機能の低下による指先の細かな動きの衰えなどによって、衣服の着脱が困難になってくるため、高齢者にとってより快適な衣服設計の一要素として、留め具の中で特に使用頻度の多いボタンの使用について配慮すべき指針として作成したものである。

**1. 適用範囲** この規格は、高齢者の加齢による運動機能の低下などの様々な現象に対して、衣料品の着用性の向上を確保することを目的として、ボタンの設計・製作、衣服製作のときのボタンの選択及び取付けなどにおける配慮すべき事項について規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0110 衣料パターンの表示記号

JIS L 0112 衣料の部分・寸法用語

JIS S 0023 高齢者配慮設計指針—衣料品

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS L 0110、JIS L 0112 及び JIS S 0023 の 3.によるほか、次による。

- a) **表面（おもてめん）** 衣服の着衣状態から見て、見えているボタン面。
- b) **裏面（うらめん）** 衣服の着用状態にして表面の反対面。
- c) **表穴ボタン** 図 1 a)に示すような、ボタンの表面にボタン付けの糸通し穴が貫通しているボタン。
- d) **裏穴ボタン** 図 1 b)及び c)に示すような、ボタンの裏面の足部にボタン付けの糸通し穴をあけたボタン。
- e) **糸足** 衣服の素材が厚い及び／又は硬い場合に、表穴ボタンの留め及びはずしを容易にするため、図 2 に示すように取付け糸を長めにし、それに糸を巻き付けて作った足部。
- f) **縦穴** ボタンを留めるために衣服に縦方向にあけたボタンホール。
- g) **横穴** ボタンを留めるために衣服に横方向にあけたボタンホール。
- h) **ボタンの外径** 図 1 のように円形状のボタンは、その直径とする。角型のボタンは、対角線の長さとする。
- i) **ボタンの厚さ** 図 1 a)及び b)の足部を除いた最も厚い部分の寸法とする。ただし、ボタン本体と足部